

## 監 査 報 告 書

学校法人 豊田学園

理 事 会 御 中

(評議員会 御 中)

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査を行うため、学校法人豊田学園の寄附行為第7条の規程に従い、学校法人豊田学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

令和 4 年 5 月 27 日

監事 佐々木 三也 

監事 藤澤伸行 